

TPPがGVCへ与え得る影響

～物品とサービスで考えられるいくつかのケース～

2016年7月12日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外調査部国際経済課 椎野幸平

TPP締約国間のFTA発効状況

TPP締約国の貿易マトリクス(2014年)

(単位: %)

		参加国(輸入国)												計
		米国	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	オーストラリア	NZ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	日本	
参加国(輸出国)	米国	-	15.0	11.5	0.5	0.8	1.3	0.2	1.5	0.6	0.3	0.0	3.2	34.9
	カナダ	17.5	-	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	18.5
	メキシコ	15.3	0.5	-	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	16.2
	ペルー	0.3	0.1	0.0	-	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.6
	チリ	0.4	0.1	0.1	0.1	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1
	オーストラリア	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	-	0.3	0.4	0.3	0.1	0.0	2.1	3.8
	NZ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.8
	シンガポール	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.1	-	2.4	0.6	0.1	0.8	6.0
	マレーシア	0.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.1	1.6	-	0.2	0.0	1.2	4.7
	ベトナム	1.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.2	-	0.0	0.7	2.8
	ブルネイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.2	0.3
	日本	6.3	0.4	0.5	0.0	0.1	0.7	0.1	1.0	0.7	0.6	0.0	-	10.3
計		44.0	16.3	12.6	0.8	1.2	4.0	0.9	4.7	4.2	1.9	0.2	9.3	100.0

[注]薄緑色の部分は既存のFTAが存在国間の貿易。オレンジ色部分はTPPによって初めてFTAが発効する国間の貿易。

[資料]"Direction of Trade August 2015"(IMF)から作成

米国、カナダ、NZの自動車関連輸入

米国、カナダ、NZの自動車関連の対世界輸入額(2014年)

(単位:億ドル)

	米国	カナダ	ニュージーランド
乗用車	1,544	271	34
商用車	226	128	12
自動車部品	729	244	3

[注]乗用車のHSコードは8703、商用車は8704、自動車部品は8707～8708、840731～840734。

[資料]各国貿易統計から作成

累積 (Accumulation) と自動車

■ 「累積」とは

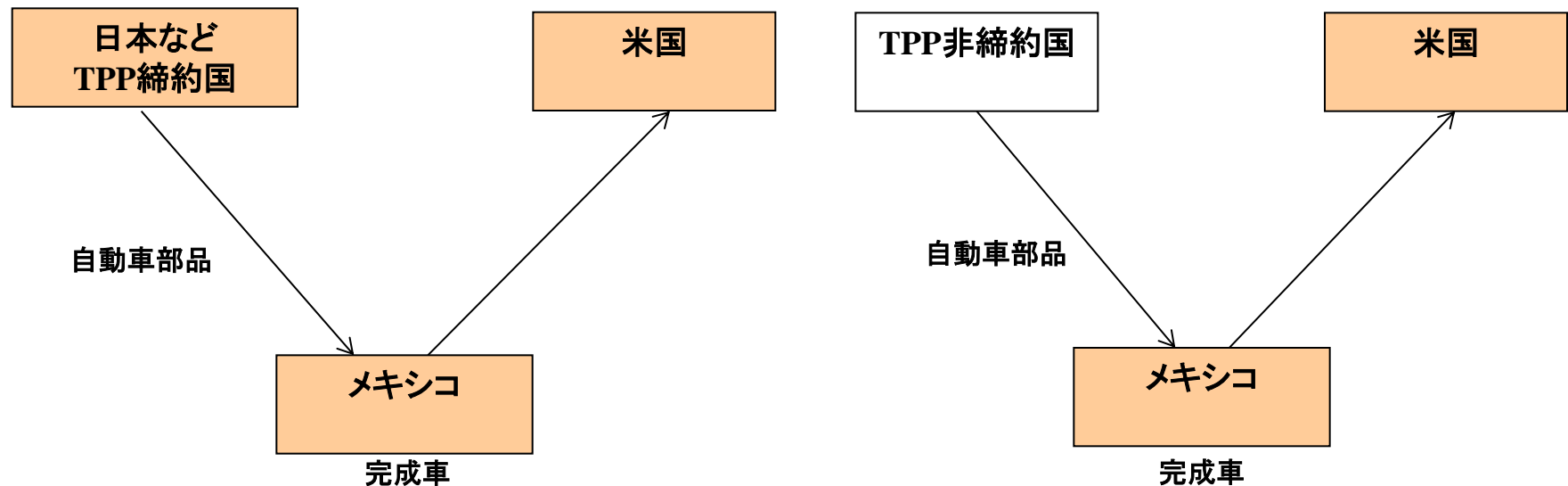
「累積規定 (Accumulation)」とは、一方のFTA締約国の原産品である原材料を、他方のFTA締約国で利用する場合、同原材料を原産材料とみなす規定である

■ ケース

① 日本からメキシコに自動車部品を輸出、②メキシコで自動車を製造、③TPPを利用して米国に輸出するケースを想定。

■ NAFTAとTPP

但し、メキシコと米国間でNAFTAが発効済のため、NAFTAとTPPのいずれかを選択可能。



日本などTPP締約国で生産された自動車部品は「累積規定」が適用される。

TPP非締約国で生産された自動車部品は「累積規定」が適用されない。

繊維・縫製品で大きな貿易創出を生み出す可能性

TPP参加国の縫製品の輸出額

(単位:100万ドル)

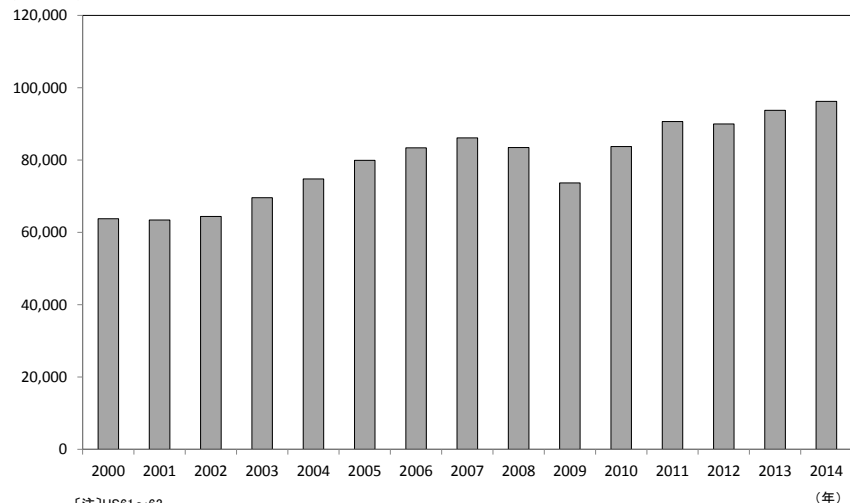
	2000年	2005年	2010年	2013年	2014年
ベトナム	1,881	4,827	10,933	17,918	21,001
米国	9,230	5,625	5,640	7,232	7,530
メキシコ	9,344	7,970	4,998	5,315	5,462
マレーシア	1,378	1,296	1,165	1,337	1,626
カナダ	2,093	1,972	1,347	1,490	1,585
シンガポール	1,883	1,744	1,140	1,377	1,413
ペルー	506	1,062	1,197	1,413	1,215
日本	531	519	633	601	616
ニュージーランド	112	191	203	251	291
オーストラリア	231	240	261	290	266
チリ	44	62	34	36	37

〔注〕HS61～63。統計制約からブルネイは含まず。

〔資料〕各国貿易統計から作成

米国の縫製品輸入額

(100万ドル)

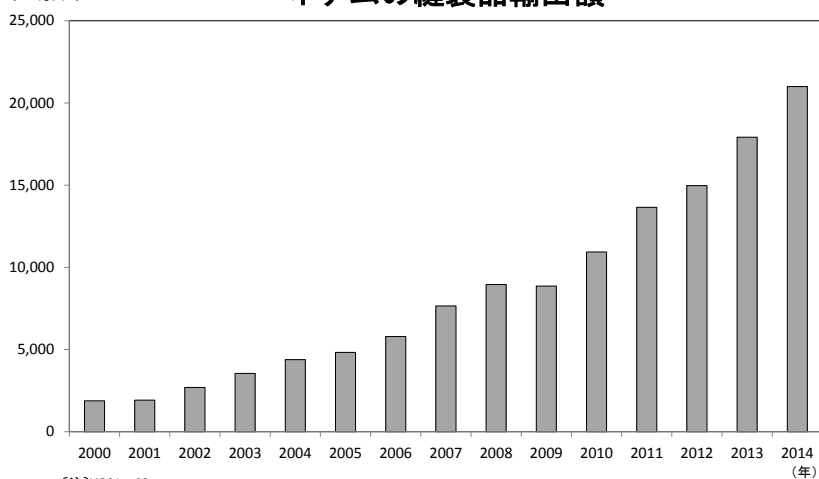


〔注〕HS61～63

〔資料〕米国貿易統計から作成

ベトナムの縫製品輸出額

(100万ドル)



〔注〕HS61～63

〔資料〕ベトナム貿易統計から作成

米国、カナダ、メキシコ、ペルーの繊維・衣類の平均関税率 (単位:%)

	繊維製品	衣類
米国	7.9	12.0
カナダ	2.6	16.5
メキシコ	9.8	21.1
ペルー	8.4	11.0

〔資料〕World Tariff Profiles 2015 (WTO、UNCTAD、ITC)から作成

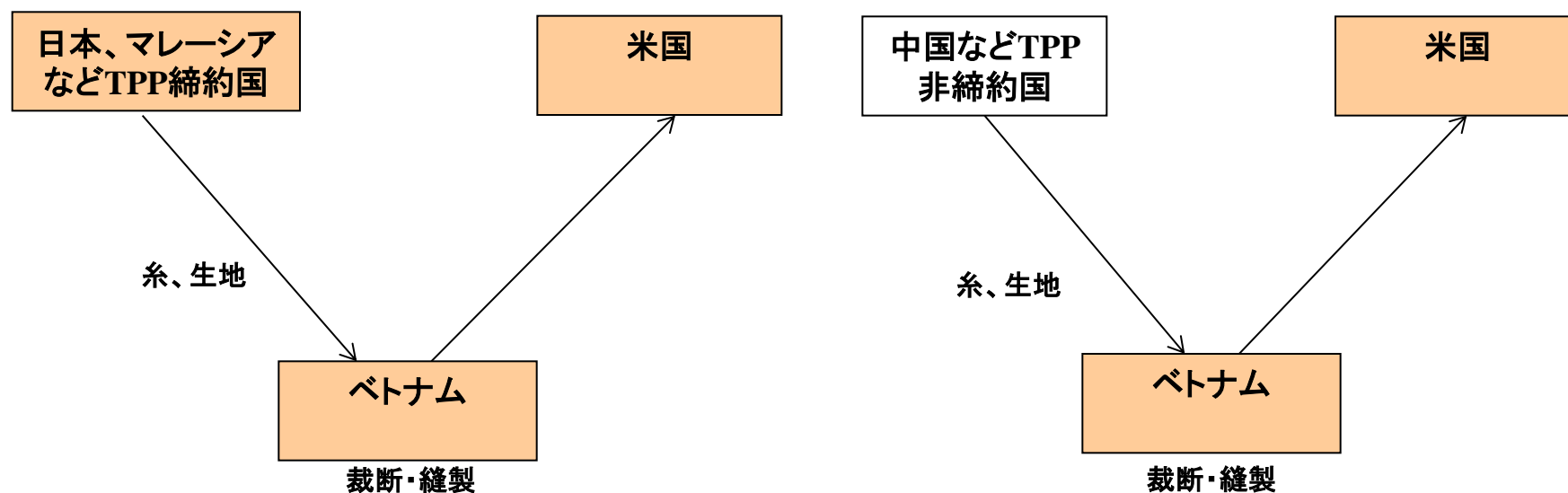
累積 (Accumulation) と繊維・縫製品

■ 「累積」とは

「累積規定 (Accumulation)」とは、一方のFTA締約国の原産品である原材料を、他方のFTA締約国で利用する場合、同原材料を原産材料とみなす規定である

■ ケース

① 日本、マレーシアなどの他のTPP締約国から糸、生地をベトナムに輸入、②ベトナムで縫製品に加工、③TPPを利用して米国に輸出するケースを想定。縫製品の原産地規則には、加工工程基準(三工程)が適用され、糸、生地の製造と裁断・縫製の三工程が求められる場合を想定。



このケースの場合、生地がASEAN、日本やマレーシアなどTPP締約国のいずれかの原産品である場合は、「累積規定」が適用され、原産地規則を満たせる。

このケースの場合、中国はTPPの非締約国であるため、TPPの「累積規定」は適用されない。

ベトナムの繊維の輸入(調達)先国

ベトナムの繊維の国別輸入の推移

(単位:100万ドル、%)

	輸入額						輸入構成比					
	2000年	2005年	2010年	2012年	2013年	2014年	2000年	2005年	2010年	2012年	2013年	2014年
中国	72	831	2,701	3,779	4,771	5,794	4.6	21.6	33.1	35.9	38.6	41.4
韓国	405	780	1,454	1,862	2,190	2,340	25.8	20.3	17.8	17.7	17.7	16.7
その他アジア	550	959	1,445	1,658	1,794	1,933	35.0	25.0	17.7	15.8	14.5	13.8
日本	202	311	512	783	749	771	12.8	8.1	6.3	7.4	6.1	5.5
米国	18	75	295	309	532	578	1.2	2.0	3.6	2.9	4.3	4.1
インド	7	23	220	218	341	416	0.4	0.6	2.7	2.1	2.8	3.0
タイ	45	115	316	390	431	403	2.8	3.0	3.9	3.7	3.5	2.9
香港	89	331	423	450	453	358	5.7	8.6	5.2	4.3	3.7	2.6
インドネシア	35	63	121	131	130	170	2.2	1.7	1.5	1.2	1.1	1.2
オーストラリア	5	6	19	63	94	159	0.3	0.2	0.2	0.6	0.8	1.1
ブラジル	0	3	37	168	87	137	0.0	0.1	0.5	1.6	0.7	1.0
マレーシア	26	62	95	103	116	113	1.6	1.6	1.2	1.0	0.9	0.8
輸入総額	1,570	3,839	8,154	10,520	12,356	13,986	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[注]繊維はHS50～60。

[資料]ベトナム貿易統計から作成

主要新興国におけるサービス分野(卸売・小売・物流)の外資規制

	卸売業	小売業	物流業		
			国内輸送	倉庫	通関サービス・その他
中国	○原則として外資100%出資やフランチャイズ経営が可能。		○道路貨物輸送は外資100%出資が可能。 ○鉄道貨物輸送は、航空貨物輸送、水上輸送は合併に限定。	○航空貨物運輸倉庫保管業は合併に限定されるが、国際海運及び道路貨物倉庫保管業は外資100%出資が可能。	○国際貨物運輸代理は、外資100%出資が可能。ただし、中国航空運輸協会に申請すべき資格が外資企業には取得できず、事実上合併が前提。
タイ	○「1店舗当たり最低資本1億パーツ未満の卸売業」が外資規制の対象で、その他は100%出資が可能。ただし、外資出資比率50%未満(=タイ企業と定義)の出資は可能。外国人事業委員会の承認により局長が許可した場合も出資可能。 ○一部業務については、タイ投資委員会(BOI)の認可取得を条件に100%出資が可能。	○「最低資本1億パーツ未満、かつ1店舗当たり最低資本2,000万パーツ未満の小売業」、「飲食物販売」が外資規制の対象で、その他は100%出資が可能。ただし、外資出資比率50%未満(=タイ企業と定義)の出資は可能。外国人事業委員会の承認により局長が許可した場合も出資可能。	○「国内陸運・水運・空運」は規制の対象で、外資出資比率は50%未満に制限。例外として、外国人事業委員会の承認により局長が許可した場合は出資可能。 ○一部業務については、BOIの認可取得を条件に100%出資が可能。 ○道路運送業法では、外資出資比率49%以下、取締役の半数がタイ人、との条件あり。	○「倉庫業」は規制の対象で、外資出資比率は50%未満に制限。例外として、外国人事業委員会の承認により局長が許可した場合は出資可能。 ○資本金1,000万パーツ、最新のコンピュータシステムの導入などの条件を満たすものは「ロジスティクスセンター」として、BOIの認可取得を条件に100%出資が可能。	○「通関サービス」、「利用運送業」は規制の対象で、外資出資比率は50%未満に制限。例外として外国人事業委員会の承認により局長が許可した場合は出資可能。
マレーシア	○外資100%出資が可能。 ○完成車の輸入販売にはオープン輸入許可書(API)の取得が求められるが、APIは現在、新規発行されていない。	○売場面積3,000㎡未満の店舗、食料品店、薬局等は外資出資禁止。コンビニは、海外フランチャイザーとの直接資本関係がない場合のみ30%まで出資が可能。 ○ハイパーマーケットとスーパーマーケットは最低30%のフミトラ資本が必要。 ○デパートと専門店は外資100%出資が可能だが、それぞれ2千万リンギと100万リンギの最低資本が必要。	○貨物およびコンテナ輸送は外資出資比率49%に制限。最低資本はそれぞれ25万リンギと50万リンギ。会社所有の物品の輸送には100%出資が可能だが、最低資本25万リンギが必要。 ○国内船舶ライセンスは、マレーシア船籍の場合外資出資比率49%に制限。また、長期の認可には最低30%のフミトラ資本が必要。	○私設保税倉庫に100%外資出資が可能。重要物品保管の場合、最低資本金は15万リンギ、その他の場合10万リンギ。 ○一般保税倉庫は最低30%のフミトラ資本が必要。重要物品とその他の場合とでそれぞれ、100万リンギと25万リンギの最低資本が必要。 ○保税でない倉庫は、外資100%出資が可能。	○船会社代理店は外資100%出資が可能。 ○通関業は外資出資比率が49%以下に制限。カテゴリに応じて最低資本金が異なる。 ○国際総合物流は外資100%出資が可能。 ○総合物流サービスは、外資出資比率が40%以下に制限。
インドネシア	○ディストリビュータ業、倉庫業、外資出資比率67%以下に限定される。2014年4月までは100%出資が可能、2016年5月までは33%以下に制限。	○営業床面積400㎡以上のミニマーケット、同1,200㎡以上のスーパーマーケット、同2,000㎡以上のデパートには外資100%出資が可能。その他は外資参入禁止。 ○玩具、化粧品、履物、電化製品、通販やインターネット、食料品の小売業への外資出資は禁止。	○一般貨物輸送、国内海運業、フレートフォワードナー業等の分野では、外資出資比率を49%に制限。	○外資出資比率は33%以下に制限。ただし、特定地域の冷蔵保管倉庫業は外資出資は67%まで可能。	○調査サービス(例えば積載貨物調査、陸海空輸送設備と装備調査、リース対象物件調査または在庫・倉庫監督、破壊・非破壊検査、数量検査、品質検査など)は、外資参入禁止。
フィリピン	○輸出入業は外資100%出資が可能。国内卸売業は原則として外資出資40%以下に制限されるが、私込資本金20万ドル以上の場合外資100%出資可能。 ただし、親会社の純資産が①は2億ドル以上、②は5,000万ドル以上、世界で5件以上の店舗またはフランチャイズ展開、うち1店は資本金2,500万ドル以上であることが求められる。	○①最低資本金が250万ドル以上、かつ1店舗当たりの投資が83万ドル以上の場合外資100%出資が可能。②高級品を取り扱う業態では最低資本金は25万ドルでよい。	○最低資本金20万ドル以上の場合、外資100%出資が可能とされるが、最近法律家の間では40%以下に制限されると解釈される傾向にある。	○フィリピン経済区庁(PEZA)認定企業は外資100%出資が可能。非PEZAについては、明確な外資規制はないが、公益事業の管理、運営とみなされるものについては40%以下に制限される。	○通関業は外資参入禁止。 ○港湾荷役業は、公益事業の管理、運営とみなされるものについては外資出資比率が40%以下に制限される。
ベトナム	○外資100%出資が可能。ただし、たばこ、本、新聞、雑誌、ビデオ録画物、貴金属、医薬品、砂糖など一部の品目は外資系企業の取り扱いが認められていない。	○外資100%出資が可能。 ○2店舗目以降はエコノミック・ニーズ・テスト(ENT)による許可制。ただし、500㎡未満の場合ENTが不要。	○陸上貨物輸送(外資出資51%以下)、海上貨物輸送(外資出資49%以下)など、個別分野毎に詳細に外資出資規制が定められている。	○外資100%出資が可能。	○通関サービスは外資99%以下で合併会社設立が可能。 ○コンテナ荷役サービスは、外資50%以下で合併会社設立が可能。
インド	○外資100%出資が可能。 ○複数ブランド: 一定要件の充足を条件に51%まで出資可能。条件とは、最低投資額1億ドル、調達規制の適用、人口100万人以上の都市での操業、など。	○単一ブランド・個別認可と一定要件の充足を条件に、外資100%出資が可能。ただし、51%超の出資には調達規制が適用。	○海上輸送と道路輸送は100%出資が可能。 ○航空輸送は、定期便は外資出資比率49%以下、不定期便またはチャーター便は74%以下に制限。 ○鉄道輸送は参入禁止。ただし、高速鉄道、貨物専用線、官民プロジェクトなど一部のケースで100%出資が可能。	○外資100%出資が可能。	

主要新興国におけるサービス分野(卸売・小売・物流)の外資規制

	卸売業	小売業	物流業		
			国内輸送	倉庫	通関サービス・その他
バングラデシュ	○外資参入を禁止する明文規定はないが、個別審査を行う投資庁との事前協議が必要。製造工程を持たない場合は、投資庁への登録が困難になるケースもある。		○外資出資は49%まで可能であったが、2012年4月に商務省がサービス業8業種(貨物運送業者、輸入代理店、配達サービス、海運会社、航空・鉄道の販売総代理店など)の外資及び合併の一切の登記を差し止める通達を出した。物流業もこれに該当し、新規認可が停止されている。		
スリランカ	○外資100%出資が可能。ただし製品によっては、規制や資格取得の対象となる可能性がある。なお支店の場合は、20万米ドルの最低資本金が必要。	○外資100%出資が可能。ただし、最低資本金100万米ドルが必要(支店の場合は20万米ドル)。国内生産を行う企業には、一定の小売を認める例外措置も。	○貨物運送業、海運代理業への外資出資比率は40%以下に制限。40%超の出資は投資庁(BOI)からの個別認可取得が必要。 ○航空運送業、沿岸海運業についてはBOI及び所管官庁の認可取得が必要。 ○外資による支店形態での貨物輸送業、海運代理店業は禁止。		
パキスタン	○外資100%出資が可能。				
ブラジル	○外資100%出資が可能。ただし、駐在会社社員の永住ビザ発給には、一定金額の投資が必要。		○航空および陸上貨物輸送では、外資の議決権比率は20%未満。また、経営陣はブラジル人のみとする。 ○沿海輸送は外資出資比率は50%未満に制限、かつ経営陣の過半数はブラジル人とする。また、ブラジル船籍船の保有が必須で、運航会社は水路運輸庁の認可を得たブラジル企業とする。		
ペルー	○外資100%出資が可能。		○商業航空輸送の外資出資比率は49%以下に制限。ただし、認可6カ月後から70%までの出資が可能。 また、経営陣の過半数がペルー人または永住権保有の外国人とする。 ○船舶輸送業の外資出資比率は49%以下に制限。ペルー船籍船保有が必須。経営陣の過半数、船長、および8割以上の船員がペルー人である必要がある。		
メキシコ	○外資100%出資が可能。ただし、規制業種以外でも外資出資比率が49%を超え、一定金額を上回る場合は、外資委員会の承認が必要。		○貨物国内陸上輸送(宅配便除く)は、メキシコ人または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコの法人に留保される。つまり、議決権を伴う外資出資は禁止。 ○国内航空輸送、エアタクシー輸送、特別航空輸送は、外資出資比率25%以下に制限。 ○港湾サービス、遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社、公共鉄道サービスの提供は、外資出資比率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要。		
チリ	○一定の最低投資額を満たすことを条件に、外資100%出資が可能。		○一定の最低投資額を満たすことを条件に、外資100%出資が可能。ただし、チリ船籍の輸送船については、外資出資比率は50%未満かつ、経営陣の過半数はチリ人とする。		
ロシア	○外資100%出資が可能。		○外資100%出資が可能。 ○ただし国内海運は、原則としてロシア船籍船でのみ可能。		
サウジアラビア	○外資出資比率は75%以下に制限。 ○2,000万リヤルの最低資本金が必要。		○陸上輸送(列車による市内旅客輸送を除く)は参入不可。		
トルコ	○外資100%出資が可能。		○国内海運、港湾業務の外資出資比率は49%以下に制限。内航船サービスへの外資参入は不可。 ○鉄道輸送は、トルコ国有鉄道協会のみが基盤事業を運営できる。		
エジプト	○外資100%出資が可能。ただし、輸入販売代理店への外資参入は不可。		○外資100%出資が可能。		
南アフリカ共和国	○外資100%出資が可能。				

【資料】ジェトロ海外事務所の報告、「ジェトロ世界貿易投資報告2015年版」から作成

サービス業と製造業輸出に果たす役割

■ 拡大が見込まれるサービス市場

一人当たりGDPと各国経済に占めるサービス業のGDP比には正の相関がみられ、今後、新興国経済が一段と所得水準を上昇させていく中、サービス業の世界的な市場規模が拡大していくことが見込まれる。

■ 「製造業関連サービス」の役割

製造業にとってサービス業が重要でかつ相当な規模で投入を行っていることが明らかとなってきた。OECD・WTOの付加価値貿易統計によると、主要国で物品輸出に占めるサービス業の比率は30~35%に上っている。

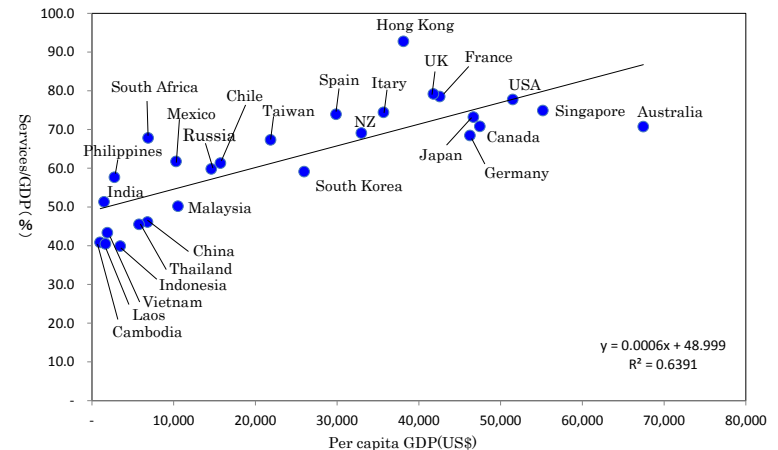
主要国の物品輸出に占める付加価値の内訳(2011年)

(単位: %)

	OECD	日本	中国	ASEAN
農林水産業	1.3	0.7	4.8	7.1
鉱業	8.2	5.9	10.5	10.8
製造業	53.3	57.9	51.3	48.2
化学・非金属製品	11.5	11.1	10.7	12.0
基礎金属	9.6	11.4	7.9	5.6
機械機器	7.3	7.5	5.0	3.1
電気・精密機器	10.8	13.9	13.5	13.2
輸送機器	7.4	9.6	3.1	2.5
電力・ガス・水道	2.0	2.3	2.2	2.0
サービス	35.2	33.2	31.1	31.9
建設	0.7	0.7	0.3	0.4
流通サービス・ホテル・レストラン	12.4	15.6	12.2	14.3
卸売・小売・修繕	11.8	14.5	11.4	13.8
物流・倉庫・郵便・通信	4.9	4.8	5.6	5.3
輸送・倉庫	3.9	3.8	4.6	4.2
金融仲介	3.0	2.2	5.0	4.2
不動産・レンタル・コンピュータ関係・R&D	12.0	8.7	6.6	6.3
R&D	8.0	5.7	4.0	3.6
社会サービス	2.2	1.1	1.5	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

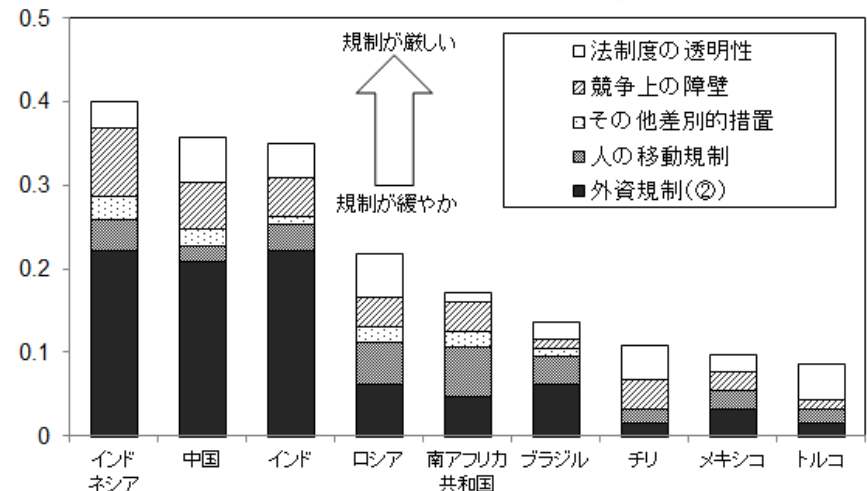
[資料] OECD - WTO Trade in Value-Added (TiVA) initiative から作成

所得上昇とサービス業/GDP比率の相関



Note: Based on 2013 except for USA(2012), Japan(2012), Canada(2010), NZ(2010).
Source: WDI(WB), CEIC, Taiwan, NA, Japan.

流通サービスにおける主要国の規制指数

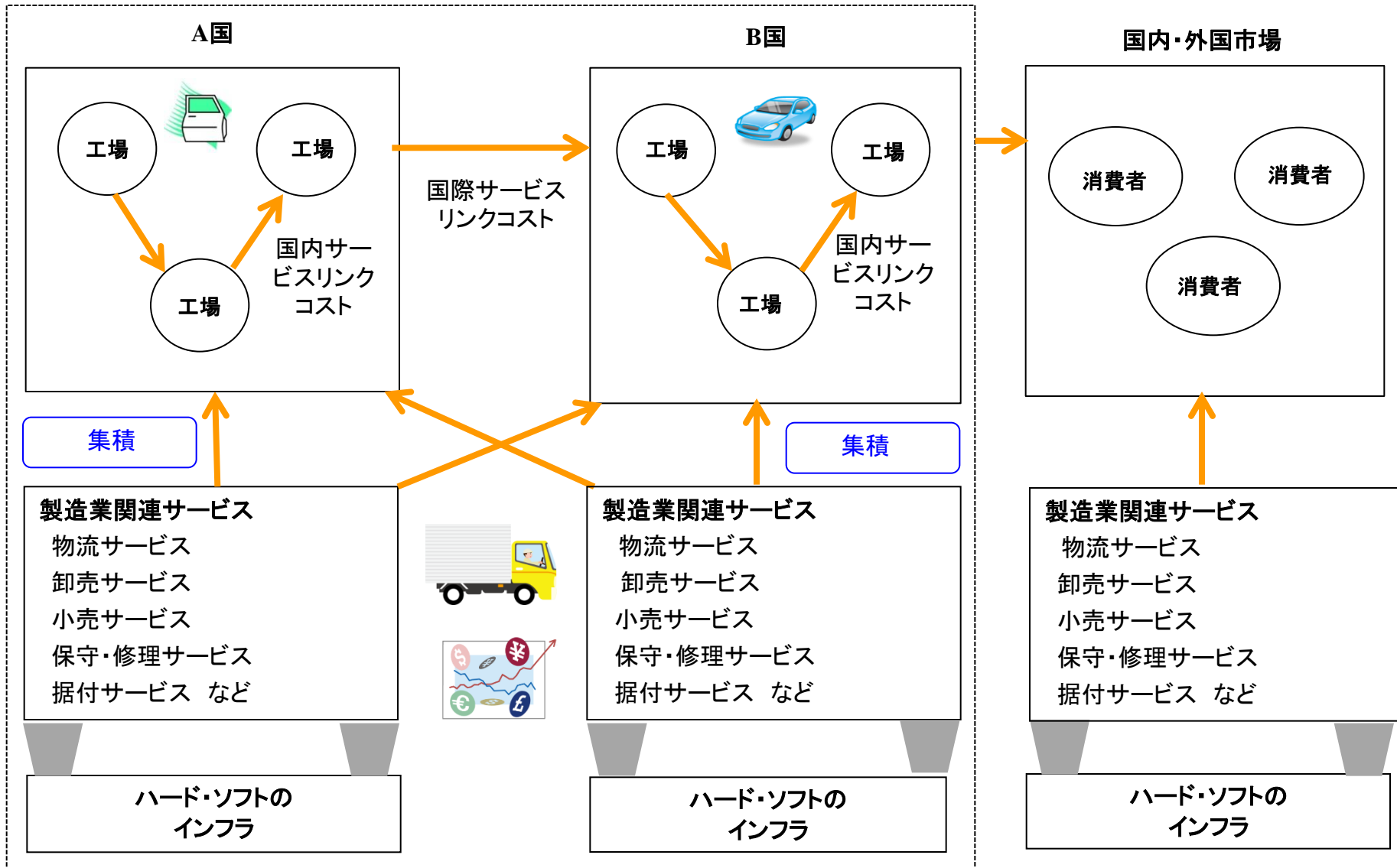


[注]①流通業の定義は、WTO分類における問屋、卸売業、小売業、フランチャイズに従う。②外資規制には、外資出資比率の制限の他にも、M&A審査の有無、経営陣の国籍要件、土地の所有制限なども含まれるため、たとえ外資100%出資が認められていても、規制として計上される場合がある。

[資料]「ジェトロ世界貿易投資報告2015年版」(原出典は「Service Trade Restrictiveness Index」(OECD))から作成

サービスリンクコスト(フラグメンテーション)とGVC

生産ネットワーク



ご清聴ありがとうございました。

TPPがGCVへ与え得る影響～物品とサービスで考えられるいくつかのケース～

【免責事項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。